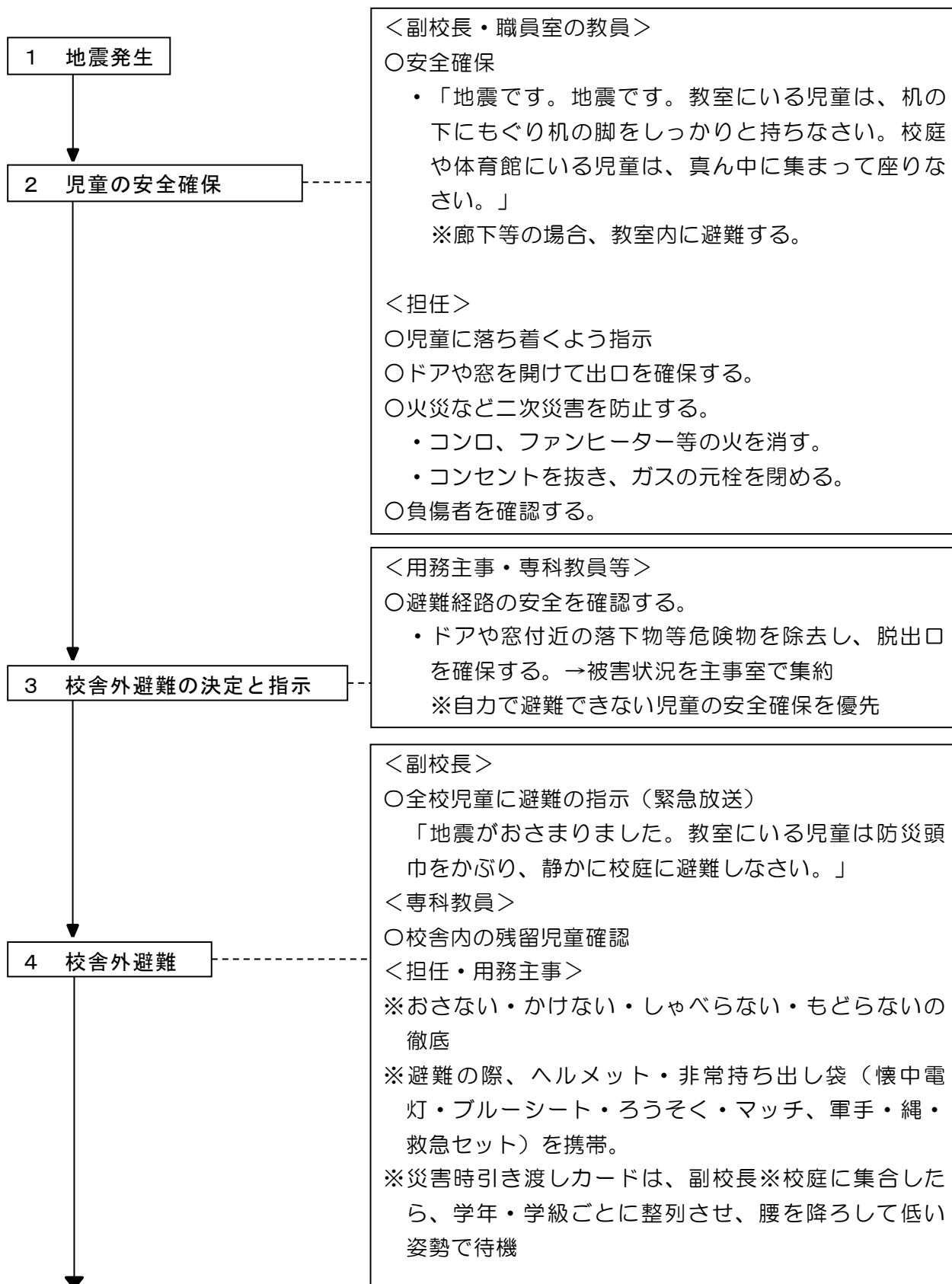
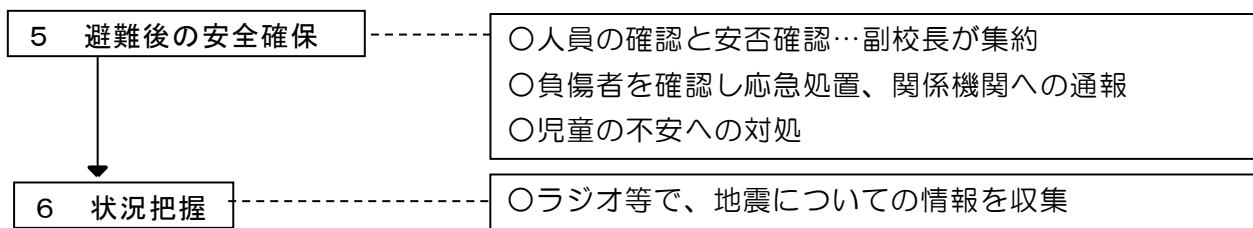


# 《地震発生時の対応》

## (1) 教職員在校時に発災した場合の対応

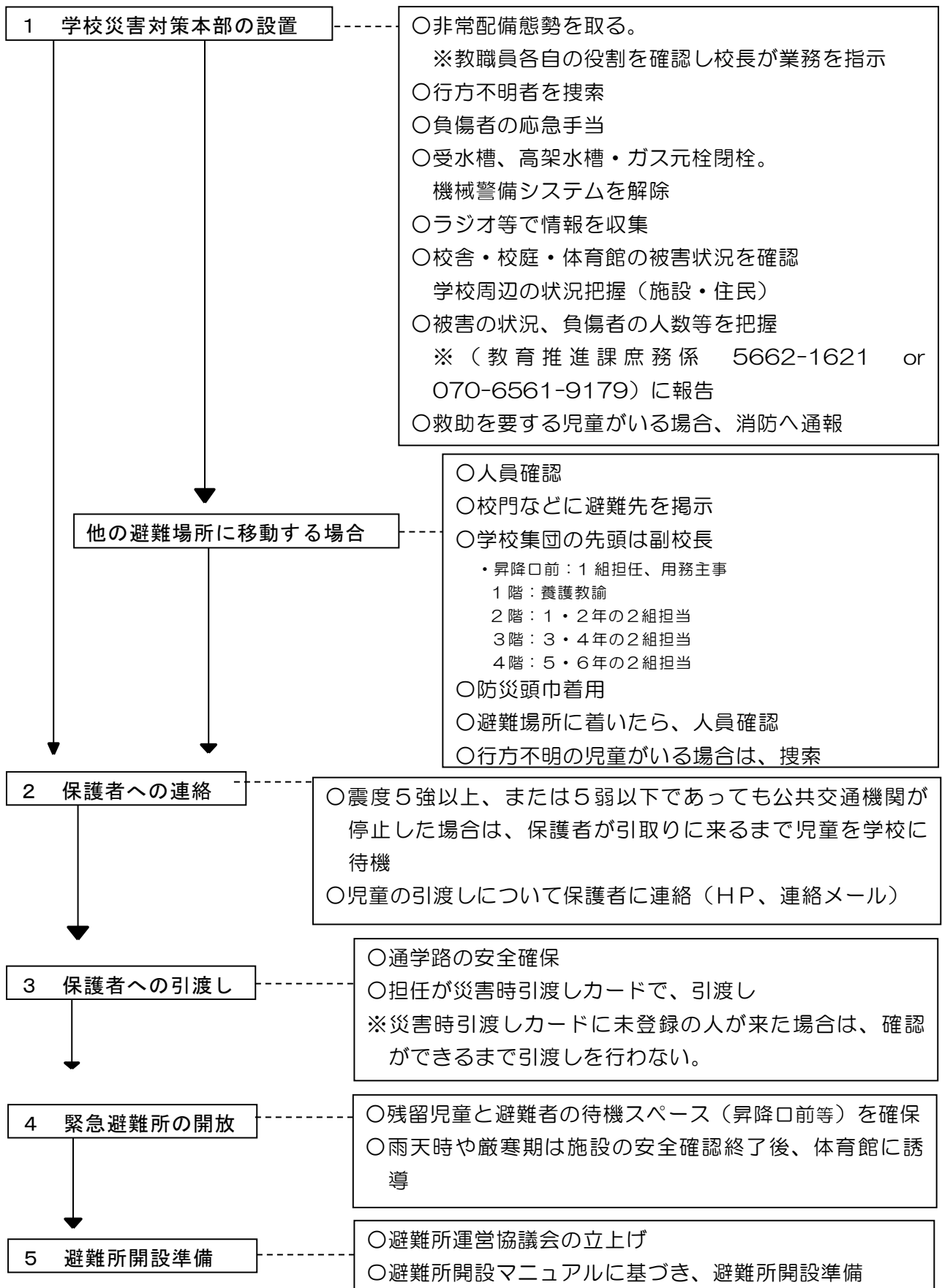




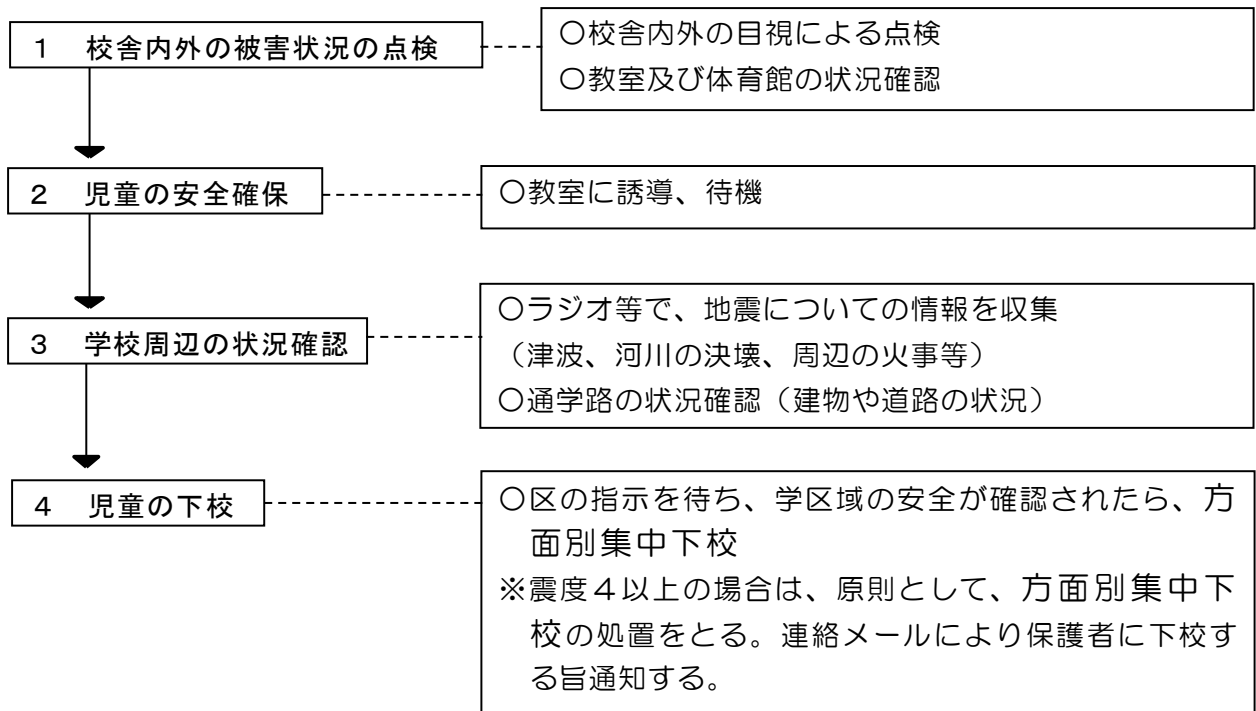
## 地震時対応、留意事項

震度	学校の対応
震度 5 強以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童は、保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。</li> <li>○すくすくスクールと連携し、安全確認を行う。</li> <li>○引き渡し名簿をもとに、保護者に引き渡す。ただし、引き渡し名簿に書かれていない場合でも、確認が取れば引き渡す。</li> <li>○津波等の恐れがある場合は、全児童を4Fに避難させる。</li> <li>○通学路を点検し、安全を確認する。</li> <li>○避難所開設の準備をする。</li> </ul>
震度 5 弱以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通学路を点検し、安全を確認する。</li> <li>○原則として、方面別集中下校の処置をとる。連絡メールにより保護者に下校する旨通知する。</li> <li>○すくすくスクールと連携し、安全確認を行う。</li> <li>○保護者が帰宅困難であると事前に届け出がある場合、学校で待機させる。</li> </ul>
震度 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全が確認できたら、通常の授業に戻る。</li> <li>○必要な場合は、方面別集中下校の処置をとる。連絡メールにより保護者に下校する旨通知する。</li> <li>※保護者が家にいないことが予想される場合は、学校で待機させる。</li> </ul>
震度 3 以下	○状況確認後、通常授業。通常下校

## 震度5強（「固定していない家具が倒れることがある」程度）以上の場合



震度5弱（「不安定なものが倒れることがある」程度）以下の場合



## <留意点>

### ○平常時

- (1) 在籍数を記入した「確認票」を常備
- (2) 職員室前の「児童出欠表」に始業時の出欠・遅刻・早退の状況を記入

### ○授業中…児童は、教員の指示に従う。

#### 1 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を確認
- (2) 窓をしめる
- (3) 防災頭巾を着用

#### 2 避難中

- (1) 火事が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くして移動
- (2) 「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」

#### 3 人員確認

- (1) 校舎を背にして、クラスごと整列
- (2) 担任(教科担任)が点呼を行い、副校長に報告  
「○年○組、在籍○名、欠席○名、現員○名、異常なし・あり（○○が不明）」  
\*「欠席」とは、その時点での不在児童のこと。（早退・遅刻・出席停止・忌引等を含む）

### ○休み時間等… 児童は自主的に判断して、避難

#### 1 避難前

- (1) 緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。

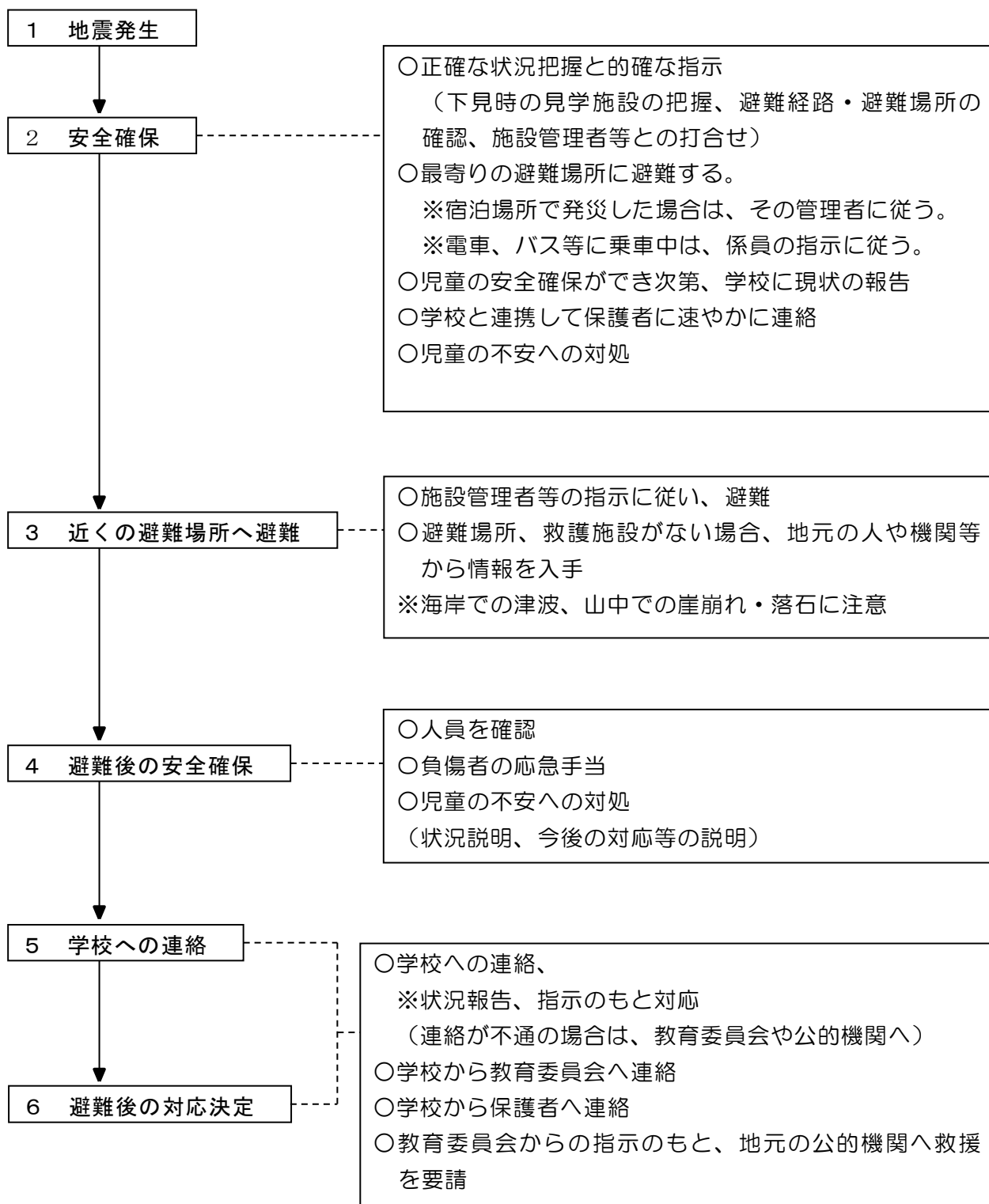
#### 2 避難中

- (1) 火事が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くして移動
- (2) 「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」

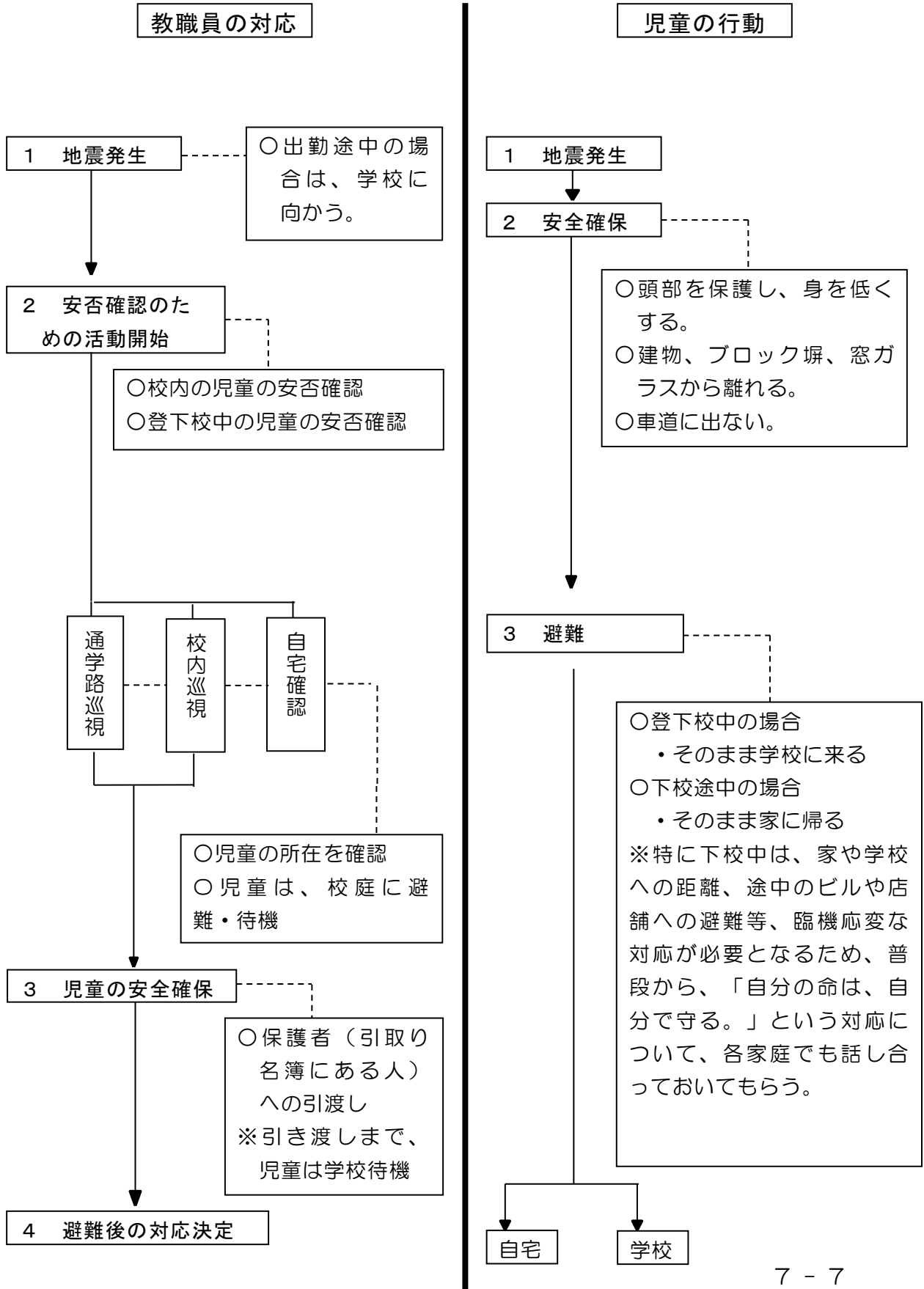
#### 3 人員確認

- (1) 校舎を背にして、クラスごとに整列
- (2) 担任が点呼を行い、副校長に報告  
「○年○組、在籍○名、欠席○名、現員○名、異常なし・あり（○○が不明）」  
\*「欠席」とは、その時点での不在児童のこと。（早退・遅刻・出席停止・忌引等を含む）

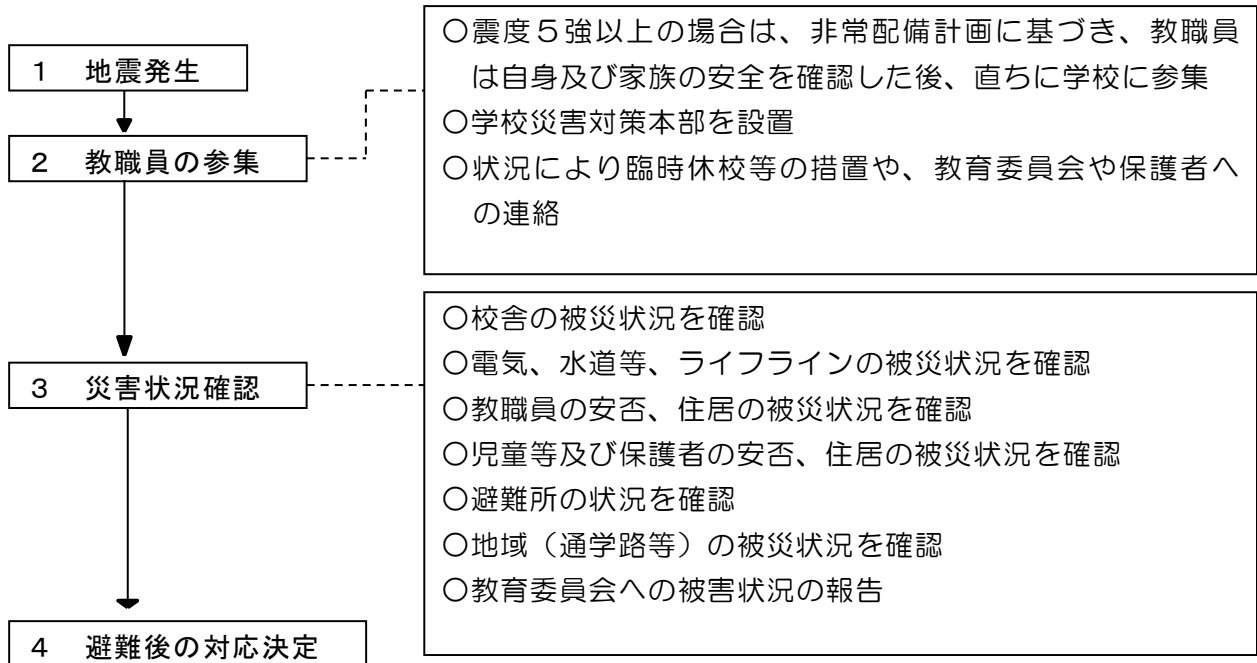
## (2) 校外活動中に発災した場合の対応



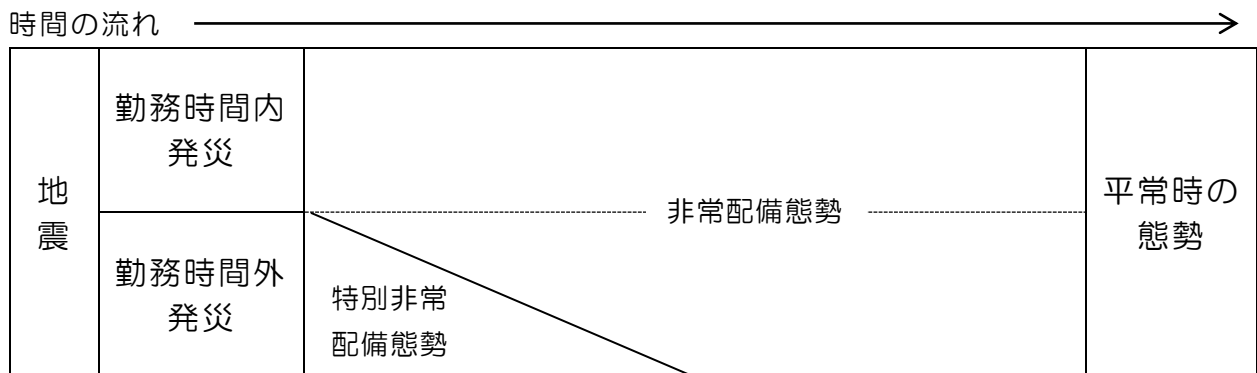
### (3) 登下校時に発災した場合の対応



## (4) 教職員在校時外の対応



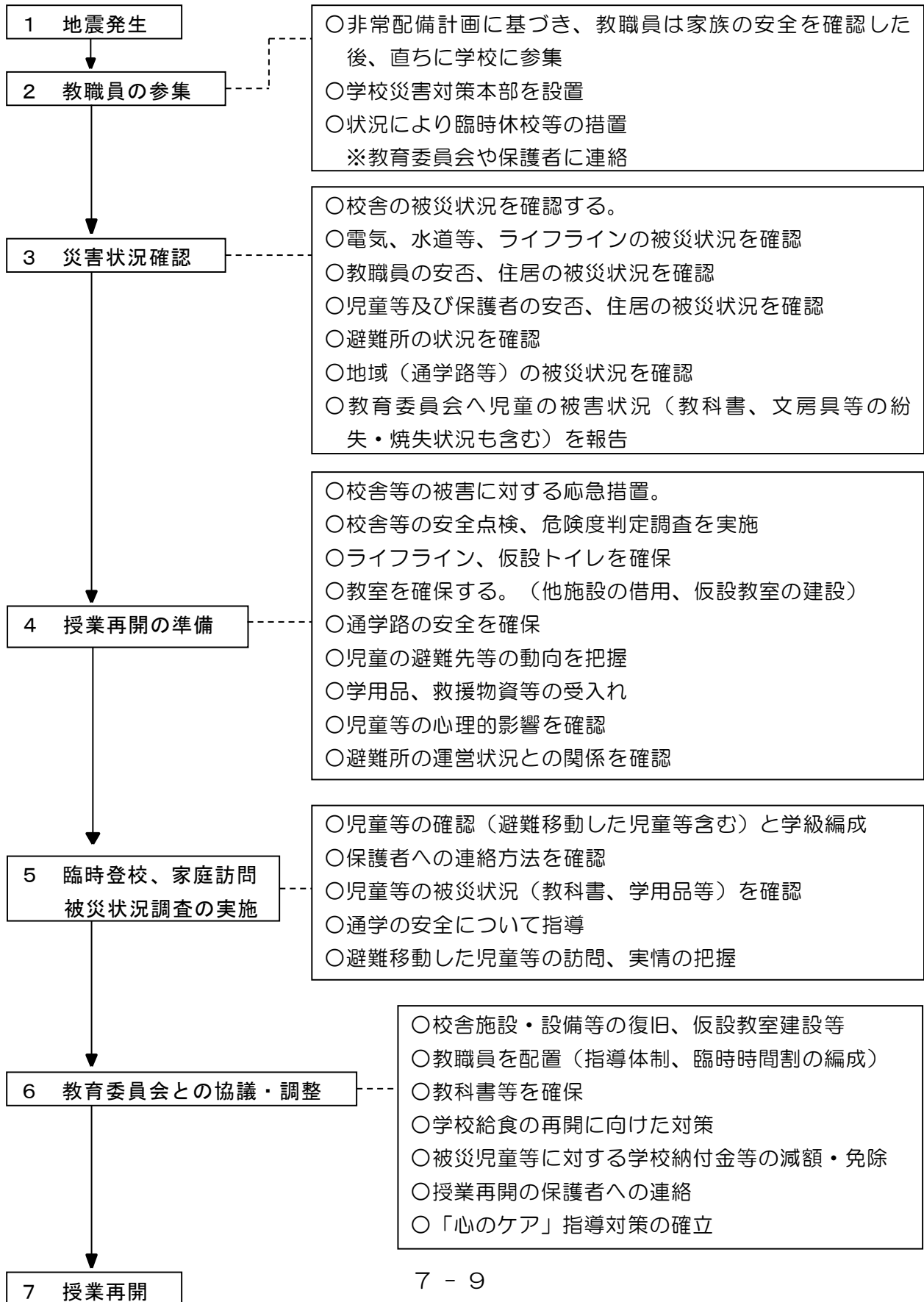
## (5) 学校教職員非常配備計画



震度5強以上で、災害対策本部を設置する。以下のような非常配備態勢を取る。

- ◎ 非常配備態勢(勤務時間内) … 通常業務を縮小(停止)し、応急業務体制に移行
    - [1] 児童・職員の安否確認及び保護者への引渡し
      - ①児童の安全確保
      - ②教職員の安全確保
      - ③保護者への引渡し連絡
    - [2] 被害状況の確認
      - ①受水槽及び高架水槽のバルブを閉栓
      - ②建物および施設周辺の状況確認
      - ③ガス、電気等ライフラインの状況確認
  - ◎ 特別非常配備態勢時は、自主参集し、避難所の設置及び運営に協力
- \* 避難所開設・運営については、災害対応マニュアル（避難所開設）参照

## (6) 授業再開に向けた対応マニュアル



## (7) 主要連絡先一覧

### ① 公的機関

区教委指導室	5662-1634
小岩警察署	3671-0110
小岩消防署	3672-0119

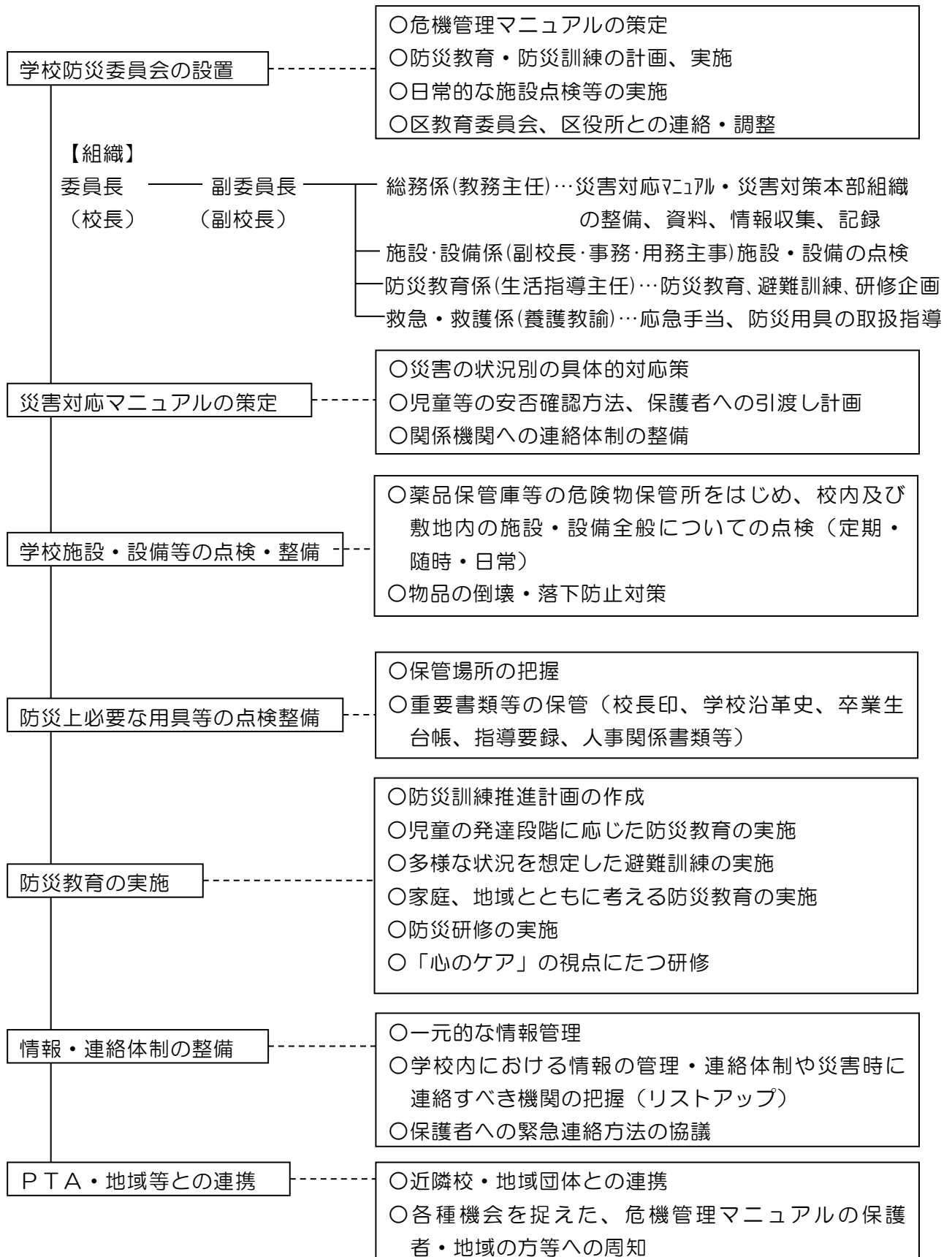
### ② 医療機関

江戸川病院	3673-1221
松江病院	3652-3121

### ③ 学区内避難所

一次避難所	小岩小学校	3657-1078
地域拠点	小岩事務所	3657-1101
		070-6561-4905 (災害用PHS)
食品等集積地	小岩区民館	3657-7611
緊急医療救護所	小岩健康サポートセンター	3658-3171

## (8) 日常的な学校防災活動



## ★保護者等への周知

保護者に対して、地震発生時の児童の帰宅方法及び投稿方法などは以下の通りとすることを定期的に周知する。

- 震度 5 強以上の地震の場合は、原則として保護者への引き渡しを行う。保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。
- 震度 5 弱以下の地震の場合は、原則として下校させる。必要に応じて集団下校とする。なお、保護者が帰宅困難であると事前に連絡などがあった児童は、保護者と連絡が取れるまで学校で待機させる。
- 東海地震の警戒宣言が発令された場合及び警戒宣言発令を検討する判定会が招集されたとの報道があった場合は、保護者への引き渡しを原則として下校させる。
- 登下校中に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、学校もしくは自宅の近い方に行くように児童に指導しておく。
- 児童が在宅中に震度 5 弱以上の地震が発生した場合及び警戒宣言が発令された場合、また警戒宣言発令を検討する判定会が招集されたとの報道があった場合は、原則として学校からの連絡があるまで登校を見合わせる。

## (9) 学校災害対策本部組織

